

千葉科学大学動物実験施設および共同実験施設緊急時対応 施設利用者対応マニュアル

1. 地震・火災等の緊急災害時の対応

1) 初期対応（原則：生命、安全確保の優先）

(ア) 自身の身体の安全確保を第一に避難、対応を行う。

(イ) 被災時には、自身の安全が確保された後、速やかに施設の状況や人身事故の有無を通報する（下記）

2) 通報：

(ア) 勤務時間内（平日 9：00～17：00）

① 大声で職員（教員あるいは飼養担当者）および他の利用者に事態を知らせる。

② 職員は、マリナー守衛室（内線 2810）に連絡する。

③ 施設内に職員が見あたらない場合、マリナー守衛室に連絡する。

(イ) 勤務時間外（夜間 17：00～9：00・休日）

① 大声で他の利用者に事態を知らせる。

② マリナー守衛室（内線 2810）に連絡する。

3) 飼育室／実験室および施設からの脱出

(ア) 状況に応じて、通常の出入口あるいは非常口を使用して安全かつ迅速に脱出する。

(イ) 脱出後には開けた扉は必ず閉める。（実験動物の施設外逃亡防止）。

(ウ) 非常口

・ 動物実験施設：一般飼育区域廊下

・ SPF 飼育区域からはパスルームを通して、一般飼育区域に脱出可能である。

・ 共同実験施設：エントランス横の機械室、洗浄室

4) 実験中の動物への対応

(ア) 被災により動物が飼育室あるいは実験室の外に逃亡しないよう、避難時にはケージ蓋、入り口扉を閉めるなど可能な範囲で万全を期す。

(イ) 実験中の小動物はケージに收容し蓋を閉めたうえ、ケージを床あるいは飼育棚に戻す。

(ウ) 動物の逸走の有無、健康状態について施設管理者（実験動物管理者）に報告する。

5) 使用中の機器への対応

(ア) 飼育室、解剖室などで使用中の実験機器がある場合、状況を確認し、必要であれば直ちに使用を中止する。

- 6) 使用中の薬品への対応
 - (ア) 容器に栓をし、落下しないよう床に置く等の対処をする。
- 7) ガス、電気、水道、酸素ポンプ等への対応
 - (ア) 直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。
 - (イ) 再使用については、施設管理者の指示に従う。
- 8) 動物実験施設への状況報告
 - (ア) 実験者は、後日、実験中の動物に対する対応及び脱出経路について施設管理者に報告する。
- 9) 被災後の動物の確認、安楽死の必要性の判断、最小限の動物飼育の継続
 - (ア) 施設管理者による建物の安全確認後、利用者は災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、施設管理者に対処を相談する。
 - (イ) 災害の規模が大きく全動物を適正に維持することが困難と判断された場合、施設管理者と協議のうえ、研究者が実験用動物を安楽死する。
- 10) 被災後の機器の点検
 - (ア) 実験機器は、災害後、異常がないか十分に点検を行った後に再稼働する。

2. その他の不測の事態

停電、断水、漏水、事故、急病などその他の不測の事態の場合においては、以下に従う。

- 1) 初期対応（生命、安全確保の優先）
 - (ア) 原則：自身の身体の安全確保を第一に行ったうえ、異常の内容、施設の状況を、施設管理者に通報する。
 - (イ) 施設管理者が不在の場合は、マリーナ守衛室（内線 2810）へ通報する。
- 2) 実験中の動物への対応
 - (ア) 実験中の小動物はケージに收容し、ケージを床あるいは飼育棚に戻す。
 - (イ) 動物の逸走の有無、健康状態について施設管理者に報告する。

千葉科学大学動物実験施設および共同実験施設緊急時 施設スタッフ用対応マニュアル

1. 地震・火災等の緊急災害時の対応

1) 命令、指揮系統の確認

(ア) 学長は、動物実験委員会委員長へ施設（動物実験施設および共同実験施設）および設備ならびに実験動物の被害状況の調査を命ずる。

(イ) 動物実験委員会委員長は、施設、設備の被害状況の調査を施設管理者に指示する。

(ウ) 施設管理者は、実験責任者へ実験動物の被害状況の調査を指示する。

2) 初期対応（生命、安全確保の優先）

動物実験施設および共同実験施設の施設管理者は、自身と施設利用者（実験者）、飼養担当者の身体安全確保を第一とし、施設被災状況を確認する。

3) 避難誘導・救出あるいは初期消火活動

(ア) 動物実験施設および共同実験施設の施設管理者は状況を確認後、施設利用者、飼養担当者の安全を確認する。

(イ) 初期消火活動が可能と判断した場合は、複数人で安全確保のうえ可能な範囲の消火活動を行う。

4) 通報：

平日勤務時間内、平日勤務時間外や休日とも別途定めた緊急連絡網に従う。

5) 運転中の機器への対応

(ア) ボイラー、オートクレーブについては、運転を停止させる。

(イ) 災害後、異常がないか、十分に点検を行った後に再稼働する。

5) ガス、電気、水道等への対応

(ア) 直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

(イ) 害後、異常がないか、十分に点検を行った後に再稼働する。

6) 学内および学外への連絡体制（学内、自治体、文部科学省等への連絡体制）

① 施設管理者は状況に応じて以下の措置をとる。

② 逸走した動物が有毒動物、特定動物、特定外来生物及び病原微生物に感染している可能性がある動物の場合、学長は、関係機関（警察署、消防署、保健所）へ連絡を行う。

③ 連絡すべき内容

- a 逸走した動物名
 - b 形態の特徴（大きさ、色等）
 - c 動物の危険性の内容（噛まれる可能性がある、毒がある、力が強い等）
 - d 逸走を確認した日時
 - e 逸走の状況（どのように逸走したか）
 - f 現在の対応状況
- ④ 逸走した動物が遺伝子組換え動物の場合、管理者は学長、動物実験委員会委員長、遺伝子組み換え実験委員会委員長へ連絡する。
- ⑤ 連絡すべき内容
- a 逸走を確認した日時
 - b 飼養施設の名称
 - c 飼養室名
 - d 動物種、系統名、匹数
 - e 対応する拡散防止措置 P1A or P2A
 - f 動物実験責任者・所属・氏名
 - g 遺伝子組換え実験承認番号
 - h 動物実験承認番号
 - i 逸走事故の状況
 - j 対応経過
 - k 対応者氏名
 - l 施設管理者氏名

2. 復旧

- 1) 初期対応
- 2) 災害発生から1週間以内に行うこと
 - (ア)安全の確認
施設内への立ち入りの安全性確認を施設管理者、庶務課職員で行う。
 - (イ)被害状況の把握
施設内への立ち入りの安全性が確認されれば施設、機器の被害状況を施設管理者が行う。
また、実験責任者に実験動物の被害状況確認を依頼する。
 - (ウ)対策本部の設置
動物実験施設運営委員会の教職員で対策本部を設置し、復旧への作業計画立案し、遂行する。

3. 緊急時への備え

- 1) 飼料、飲水、飼育機材の備蓄

1ヶ月分の飼料、飲水、床敷きなどを施設倉庫に備蓄する。

2) 二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の適正な管理と保管

(ア) 施設内に二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の持ち込みは必要最小限にする。

(イ) 消毒薬などは、危険物倉庫に保管し、その在庫を学内薬品管理システムCRISISに登録し、使用の都度に記録する。

3) 非常口の確保と点検

非常口、火災報知器などの点検は、学内設備点検と同時に行う。

4) 避難経路の確認

利用者教育訓練（実地訓練）時に避難経路について具体的に指示する。

4. 飼育中の動物への対応

1) 施設管理者は、実験責任者に実験中の動物の状態について確認を依頼し、対処を相談する。

2) 被災規模が大きく動物を適正に飼養維持することが困難と判断された場合、施設管理者は実験責任者の協議のうえ、動物の安楽死を実施する。

5. 停電・断水時の対応

(ア) 飼育中の動物への対応

① 施設管理者実験動物管理者は、実験責任者に実験中の動物の状態について確認を依頼し、対処を相談する。

② 停電期間が長期化し、実験動物を適正に維持することが困難と判断された場合、施設管理者実験動物管理者と実験責任者の協議のうえ、実験用動物を安楽死する。

6. その他の不測の事態

(ア) 飼育中の動物への対応

① 施設管理者実験動物管理者は、実験責任者に、実験中の動物の状態について確認を依頼し、対処を相談する。